

食品ロス削減のための商慣習見直し等に関する共同宣言(案)

富山県では、豊かで美しい自然環境を守り育て、県民の大切な財産として次の世代に引き継ぐため、県民、事業者、関係団体、行政が連携して、全国に先駆けた県内全域でのレジ袋無料配布の廃止や、「とやまエコ・ストア制度」の創設、法制度のモデルとなった富山型使用済小型家電リサイクルの実施など、県民総参加による幅広い取組みを実施してきました。また、平成28年に本県で開催された「G7富山環境大臣会合」で「富山物質循環フレームワーク」が採択され、「G7伊勢志摩首脳宣言」にも盛り込まれたことを受け、平成29年に「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を設置し、県をあげて食品ロス等の削減に向けた運動に取り組んでいるところです。

本県では、食品廃棄物は年間約17万トン、食品廃棄物のうち、食品ロスは約4.3万トンで、その約4割は事業者から排出されており、食品流通段階でのいわゆる「1/3ルール」などの商慣習は食品ロス発生の大きな要因とされています。こうした商慣習は、個々の取組みでは解決が難しく、食品関連事業者、消費者、行政が互いに連携し、消費者の理解のもと、フードチェーン全体で解決していくことが必要です。このため、富山県では、事業者、消費者、行政それぞれが次の役割を果たし、全国に先駆けて商慣習の見直しに取り組めます。

- 1 事業者は、納品期限や販売期限に関する、いわゆる「1/3ルール」の見直し、賞味期限の延長や年月表示化等それぞれの実情に応じた取組みを行い、食品流通段階での食品ロスの発生を防ぎます。特に、「1/3ルール」については、まず「飲料および賞味期間180日以上菓子」について納品期限を1/2に見直す方向で取組みを進め、今後、対象品目の拡大や取組み事業者の増加に努めます。
- 2 消費者は、事業者の取組みを理解し、すぐに食べる食品は期限の近いものから購入すること、賞味期限と消費期限の違いを認識すること、店舗でのある程度の欠品を許容することなど、過剰な鮮度志向の改善や食品ロスを防止する効果的な買い物の実践に努めます。
- 3 行政は、事業者の商慣習見直しや消費者の取組みの促進について、積極的に普及啓発を行い、参画いただく事業者の拡大や県民の機運の醸成に努めます。

また、これらの取組みとともに、やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用、エネルギーの回収利用などを進め、引き続き、事業者、消費者、行政が連携し、その削減に努力していきます。

富山県では、県民が一丸となって商慣習の見直しに取り組む、食品ロス・食品廃棄物削減運動のフロントランナーとして、こうした取組みを全国に発信し、我が国全体の食品ロス・食品廃棄物の削減につなげていくことをここに決意し、宣言します。

平成31年3月29日

富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議
 会長 石井 隆一
 食品ロス削減のための商慣習検討専門部会
 座長 牛久保 明邦